

令和元年度包括外部監査「文化・芸術及びスポーツ行政について」

令和2年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
1	38	意見 1	別府アルゲリッチ音楽祭負担金	支出命令書の押印漏れについて	第20回記念別府アルゲリッチ音楽祭大分市負担金の支出命令書に参事の押印が漏れていたため、査閲の証跡として確実に押印されたい。回覧者が不在の場合などやむを得ず押印できないなどの事情がある場合は「出張のため不在」などと明記することが望ましい。	措置済	文化振興課
2	38	意見 2	別府アルゲリッチ音楽祭負担金	(株)大銀経済経営研究所からの調査研究報告書の有効活用について	公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が(株)大銀経済経営研究所に委託した調査研究報告書において言及されている課題を有効に活用するため、大分市も明示的な共通課題と認識し、財団との連携の充実に努めることが望ましい。	措置済	文化振興課
3	42	意見 3	OASISひろば21開館20周年記念事業「NHKのど自慢」	支出命令書の押印漏れについて	OASISひろば21開館20周年記念事業「NHKのど自慢」会場使用料の支出命令書に参事の押印が漏れていたため、査閲の証跡として確実に押印されたい。回覧者が不在の場合などやむを得ず押印できないなどの事情がある場合は「出張のため不在」などと明記することが望ましい。	措置済	文化振興課
4	43	意見 4	OASISひろば21開館20周年記念事業「NHKのど自慢」	当日の設備備品等利用実績に関する把握について	契約の前提となる設備備品の利用予定に対して、その利用実績が大きく変更されていないかどうかを確認することが望ましい。	措置済	文化振興課
5	43	意見 5	アマチュアステージ補助金	アマチュアステージ補助金対象の選定方法について	アマチュアステージ補助要件を充足した申請者が抽選により落選した場合、その落選者を補欠として取り扱ったうえで、年度内における最終事業執行時点で予算に執行残額がある場合において、補欠者が希望する場合には優先的に補助対象とするなどの取扱いも事業趣旨に合致するため、当該取扱い等も検討の余地がある。	措置済	文化振興課
6	49	意見 6	いかした大人たちのバンドフェス2018～いかした若者たちも登場！～	出演者の年齢制限のあり方について	幅広い年齢の市民の文化・芸術活動への参画及び周辺地域での文化・芸術振興とにぎわい創出のための観覧無料のバンドフェス開催であるという事業実施の観点からは、バンドの出演条件から年齢制限を除外することも一考の余地がある。	措置済	文化振興課
7	50	意見 7	いかした大人たちのバンドフェス2018～いかした若者たちも登場！～	出演枠の拡大や開催日の増加について	来場者や応募組数が増加していることもあり、今後は予算の見直しのもと、出演組数の増加及び開催日の増加を検討することも一案である。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
8	50	意見	8 いかした大人 たちのバンド フェス2018～ いかした若者 たちも登場！ ～	随意契約の 妥当性につ いて	随意契約が例外的な取扱いであることに鑑みても、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。また、1者見積りによる場合の「理由書」の記載の仕方についても、実態を適切に把握したうえで、外部の第三者が容易に理解できるような記載にすることが望ましい。	措置済	文化振興課
9	61	意見	9 ホルトホール 大分 UTM機 器・PoEス イッチリプレ イス更新作業 業務委託	接続機器の 定期的な検 査について	接続機器の定期的な検査を行い、機器の不具合が深刻になる前に対応できるような体制の整備を構築することが望ましい。	措置済	文化振興課
10	62	意見	10 J:COMホル トホール大分 公衆無線LAN サービス保 守運用業務 委託	保守契約の 締結につ いて	指定管理者からの報告内容を精査し、これに基づく接続機器等の定期的な検査と適時に対応できるような体制の整備を構築することが望ましい。	措置済	文化振興課
11	71	結果	1 コンパルホー ル体育室バ スケットゴ ール設置工事	日付の訂正 方法につ いて	書類（工事目的物引渡書）の内容を訂正した場合には、訂正箇所 の訂正印によるか、捨印による場合は必ずその訂正内容の詳細を明記すべきである。	措置済	文化振興課
12	72	意見	11 コンパルホー ル体育室バ スケットゴ ール設置工事	下請選定理 由書におけ る選定理由 の具体的記 載について	下請選定理由書の選定理由を具体的に記載するよう指導することが望ましい。	措置済	契約監理課
13	73	意見	12 コンパルホー ルの在り方	コンパル ホールの在 り方につ いて	コンパルホールの施設としての根本的な存在意義や市民への受益性の観点からあらためて施設そのものの必要性を考えるとともに、指定管理者に施設の管理・運営を行わせるにあたって、例えば単位当たり行政コスト計算を取り入れる等、その費用対効果について検証することが望ましい。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
14	79	意見	13	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 人件費見積額の妥当性について	武漢市国際交流サービスセンターへの業務委託を行うにあたって、委託料の7割を占める人件費について、過年度の実施報告書や年に一度の武漢事務所訪問時の聴取内容等から実施事業ごとのおおよその時間数及び中国における時間単価等を勘案したうえで、人件費見積額の妥当性について検討することが望ましい。	中国における消費者物価指数や賃金水準の上昇率等を踏まえ、過年度の事業実績や業務時間数等を勘案し、必要に応じて人件費見積額を見直すこととした。	措置済	国際課
15	79	意見	14	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 情報発信に関する目標件数設定とその方法について	武漢市国際交流サービスセンターが実施している業務のうち、大分市情報発信及び武漢市情報の提供についても単年度目標件数の設定を行い、情報発信に関してその内容やツールについて広く市民への周知を図ることが望ましい。	武漢市国際交流サービスセンターが実施している大分市情報発信及び武漢市情報の提供については、単年度の目標件数を設定した。また、武漢市国際交流サービスセンターによる最新の武漢市情報を毎月大分市のHPに掲載するとともに、Facebook等を活用して周知を図ることとした。	措置済	国際課
16	80	意見	15	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 武漢事務所のオフィス使用について	武漢市国際交流サービスセンターが実施している武漢事務所のオフィス使用サービスについて、第一義的には市民のためのサービスを提供するべきであり、まずは上記サービスについて市民への周知を図るとともに、利用実績が少ないのであれば、サービスそのものの必要性について見直すことが望ましい。	大分市の企業や団体等が武漢市を訪問した際に協議等を行うことのできるスペースとして活用する武漢事務所のオフィス使用サービスについて、より積極的な活用につながるよう、企業や団体等に対して武漢事務所の各サービスを周知し、利用実績拡大を図ることとした。	措置済	国際課
17	80	意見	16	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 訪日教育旅行誘致サポートについて	武漢市国際交流サービスセンターが実施している訪日教育旅行誘致サポートについて、友好都市間交流をより活発にする目的に鑑み、武漢市から大分市への教育旅行誘致だけでなく、大分市から武漢市への教育旅行誘致についても働きかけを行うことが望ましい。	大分市内の学校が武漢市に訪問する教育旅行の誘致に係る働きかけとして、武漢市で体験できるプログラム等の情報収集を行い、大分市内の学校等へ情報提供することとした。	措置済	国際課
18	81	意見	17	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 実施報告書の添付資料について	大分市が武漢市国際交流サービスセンターから年に一度受領する実施報告書の添付資料について、その内容を把握するために日本語に翻訳したうえで検討することが望ましい。	令和2年度契約から、武漢市国際交流サービスセンターが作成する提出資料の指定言語を日本語とし、有効に活用することとした。	措置済	国際課
19	81	意見	18	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 武漢事務所訪問時の報告書について	大分市が年に一度行っている武漢市国際交流サービスセンターの訪問時に聴取した業務実施状況や報告事項等については、国際化推進室全体としての情報共有の観点から報告書を作成することが望ましい。	武漢市国際交流サービスセンターの訪問時にヒアリングを行った業務実施状況等について報告書を作成し、国際課内及び関係各課と共有し、有効に活用することとした。	措置済	国際課
20	82	意見	19	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料 武漢事務所における大分市職員の交流の活性化について	武漢市国際交流サービスセンターにおける体制の充実に係る取組として、今後の友好都市関係をより望ましいものにしていくという観点から、大分市職員の訪問指導や現地交流、スタッフの資質向上に資する研修の充実等を考えることも一案である。	武漢市国際交流サービスセンターにおける体制の充実に資するため、これまで以上に事務所スタッフと定期的な情報共有を図るとともに、スタッフの資質向上に資する研修の充実を図ることとした。	措置済	国際課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
21	84	意見	20	大分市国際都市交流親善会議補助金 事業内容変更の妥当性について	国際交流に関連する事業について、予算策定時の事業内容から変更がある場合にはその理由や変更内容を明らかにする文書を作成のうえ、あらためて事業費を計上する等の対応が望まれる。	措置済	国際課
22	84	意見	21	大分市国際都市交流親善会議補助金 計画変更申請書の変更理由の妥当性について	国際交流に関連する事業内容の変更について、計画変更申請書に記載される変更理由についてより具体的かつ詳細を適切に記載することが望まれる。	措置済	国際課
23	86	意見	22	「おおいたワールドフェスタ2018」事業 見積り合わせの必要性について	当事業の実施委託にあたって、指名競争入札の競争の公平性の観点から設計書作成のための参考として少なくとも数社からの見積書を徴することが望ましい。	措置済	国際課
24	87	意見	23	「おおいたワールドフェスタ2018」事業 見積書の修正について	設計書作成のための参考資料となる見積書の修正事項については、修正内容を事後的に修正できないペン書きにするとともに、修正理由についてメモ書きを添付する等、後日内容が分かるようにしておくことが望ましい。	措置済	国際課
25	88	結果	2	「Oita Global Station」設営等実施委託 文書の押印と決裁日の記載	変更契約伺いにも公印使用承認印を押印し、決裁日を漏れなく記載すべきである。	措置済	国際課
26	88	意見	24	大分市留学生生活用事業おでかけENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～ 派遣先幼稚園等の選定方法について	当事業の派遣先幼稚園等の選定方法について、広く多くの子どもたちに英語でコミュニケーションする楽しみを体験できる機会を提供するという目的に鑑み、抽選ではなく、これまで一度も派遣していない幼稚園等を優先的に選定することがより望ましい。また、多くの幼稚園等の派遣希望があることも踏まえ今後開催回数を拡大できる方法がないかどうかについて検討することがより望ましい。	措置済	国際課
27	94	意見	25	石綿分析調査（能楽堂レベル2調査）業務委託 見積書日付の確実な記載について	業者から提出された見積書にその作成日付の記載がなく、当該日付を市の担当者が補充記載していたが、見積書は当該職員の作成文書でないため、原則どおり見積書作成業者が記載するように指導する必要がある。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
28	95	意見	26	石綿分析調査（能楽堂レベル2調査）業務委託 業務委託をする理由の明示について	当該業務委託は自治法施行令第167条の2第1項第1号によるいわゆる少額随契であるため、契約締結時にその旨を記載すれば別紙の随意契約理由書は不要であるが、施行伺が省略されているため、そもそもなぜ当該業務委託が必要であるかの記載がどこにもないことから、委託契約の理由は別紙または契約締結伺の随契理由の記載欄にせめて併記して明示することが望ましい。	措置済	文化振興課
29	95	意見	27	自家発電設備負荷試験業務委託 簿冊に編綴すべき負荷試験報告書について	簿冊に編綴されている負荷試験報告書はオリジナルでなく、写しが編綴されていた。表紙もなく、受任者となる会社名が報告書のどこにも明示されておらず、試験実施者の個人名が記載されているのみで同社の地位職責も判然としない。提出されるべき成果物の要件を満たしているか微妙な問題があるといえ、少なくとも提出会社の明示と押印がされた最終の成果物であることが客観的に確認できる報告書の提出を求め、それを編綴する必要がある。	措置済	文化振興課
30	96	意見	28	自家発電設備負荷試験業務委託 業務委託をする理由の明示について	当該業務委託は自治法施行令第167条の2第1項第1号によるいわゆる少額随契であるため、契約締結時にその旨を記載すれば別紙の随意契約理由書は不要であるが、施行伺が省略されているため、そもそもなぜ当該業務委託が必要であるかの記載がどこにもないことから、委託契約の理由は別紙または契約締結伺の随契理由の記載欄にせめて併記して明示することが望ましい。	措置済	文化振興課
31	97	結果	3	平和市民公園能楽堂舞台補強業務委託 契約書における再委託に係る文言の不備	業務委託契約書に、原則として再委託の禁止に関する文言が明記されておらず、また実際に行われた再委託が承認されたものであるかが確認できないため、適切とは言えない。	措置済	文化振興課
32	97	意見	29	平和市民公園能楽堂舞台補強業務委託 参考見積の見積書で契約締結のための見積書を省略する場合について	本件は、随意契約締結のための見積書（3月4日付）と、予定価格の基礎となる設計書における積算内容と金額内訳も全く同じとなっていることから、契約締結前に徴した見積書は設計書作成時点の2月27日に参考見積として徴していたものであると推察される。単価表に基づく積算でなければ、本来は設計書を作成する前に参考見積として見積書を徴することが正しい事務であることから、当該見積書の日付は誤っていると解され、どの時点の証拠書類であるかを明確にした正しい事務を確認する必要がある。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
33	97	意見	30	平和市民公園能楽堂舞台補強業務委託 複数の者からの参考見積徴取について	参考見積は随意契約理由書に記載された業者から提出された見積書しか編綴されていないが、本件業務委託については、他の業者でも実施することが可能であると考えられるため、契約事務規則第41条第2項の規定を踏まえ、複数の者から見積書を徴することが必要と解せられる。	措置済	文化振興課
34	98	意見	31	平和市民公園能楽堂舞台補強業務委託 成果物の明瞭な記載の要求について	本件では床構造に係る構造計算書が必要であったが、編綴されているものは専門的な記載ばかりに終始し、構造計算の結果、現状で負荷に耐える安全なものであるか、どのような補強が必要であるか、といった情報を判読することができないため、当該領域の専門家以外は結論の理解を行うことは困難である。せめてピアノ等を舞台床に載せた場合の安全性の結論が文章で説明される必要がある。	措置済	文化振興課
35	100	結果	4	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 決裁文書における施行日の記載	能楽堂関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見される。	措置済	文化振興課
36	100	結果	5	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 担当課で整備すべき公有財産台帳の整理の遅れ	公有財産規則で建物明細台帳（第5号様式その3）と土地明細台帳（第5号様式その2）において取得価格の記載が必ずしもなく、5年ごとに価格の改定をすると定められているが、当該記載の履歴は確認できない。	措置済	文化振興課
37	100	結果	6	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 マイナンバー記載書面の管理方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「個人番号法」という。）及びその関連法規等においては、個人番号が記載された特定個人情報記載された文書は物理的に厳格な保管体制が求められるが、簿冊の中に編綴されていたため、適切な取扱いが必要である。	措置済	文化振興課
38	101	意見	32	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 選定委員の採点集計表の記載	この指定管理選定過程における選定委員の採点集計表が、鉛筆書きされていて、かつ合計点の記載が行われていなかった。鉛筆書きであると修正が容易で修正者と修正の時点の判定が困難であり、また合計点の記載もないことは好ましくないため、ペン書きにすることを検討することが望ましい。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
39	101	意見	33	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 アンケートの項目と適切なアンケート数の考え方について	平成30年度におけるアンケートの実施は、年齢層ほか7項目の収集にとどまっているが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指針書式（例）集」で定める「書式（例）16」の継続的な実施を行うとともに、その時点的な情報収集のためのアンケート項目を付加するなどによる工夫した実施を検討することが望ましい。	措置済	文化振興課
40	101	意見	34	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 アンケートの回収量の十分性等について	平成30年度におけるアンケートの実施によるアンケート回収数は134部にとどまっています。平成28年度368部、平成29年度298部と比べてもかなり少なくなっています。年間利用者41,147人に対し、アンケートの目的を充足する必要な量の十分性に関する許容誤差や信頼レベルなど基本的な方針も明らかでない状況ではあるものの、統計学的にも十分な量とは言い難い。アンケートを実施しなければならないため単に実施しているという印象は拭えず、この実施によりどのような現状分析や気づきがあり、それに基づいてどのような戦略やアクションプランに結び付けるのか疑問である。	措置済	文化振興課
41	102	意見	35	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 目標指標の設定方法	事務事業評価における目標指標の中に「能楽堂Facebook ページの評価数」があるが、この数値が利用者数といった重要なKPIと同列のKPIとして示されていることや、事業評価のためのKPIとして本当に意味を持つのかどうかを再検討することが望ましい。	措置済	文化振興課
42	102	意見	36	平和市民公園能楽堂指定管理業務委託 能楽堂のあり方と市指定事業を含めた戦略性	能楽堂の本来の存在意義は「能楽、邦楽その他の伝統的芸能文化の振興」などであるものの、当該領域の利用者数は伸びておらず、市指定事業で能楽堂の本質的な意義を維持している状況ともいえるが、利用者の増加は指定管理者の能楽に関連しない事業実施であるという現実を踏まえ、今後の中長期的な施設のあり方を再構築することも一案である。	措置済	文化振興課
43	108	意見	37	(宇曾山荘) テニスコートベンチ撤去補修工事(工事請負費) 段階的な施工の発注になる理由の明示について	撤去・補修対象のベンチを全て施工する予定であるが、予算上の都合により、平成30年度は一部しか実施できないという合理的な説明を記載した文書がないため、なぜ当該発注の分割が必要であるか、残りはいつ実施するかといった分割発注する理由書などを作成し、当事者以外の第三者にとって明瞭にしておくことが望ましい。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
44	109	意見	38 （宇曾山荘） 光電式スポット型感知器取替工事（工事請負費）	施工の必要性にかかる理由の明示について	本件の工事請負は必然のものであるが、簿冊を見ても支出負担行為の流用理由書がなければ本件の工事がなぜ施行されなければいけないかが判然としないことから、施行伺に工事の理由書などを作成し添付することが望ましい。	措置済	文化振興課
45	111	結果	7 大分市宇曾山荘指定管理業務委託	決裁文書における施行日の記載	宇曾山荘関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見される。	措置済	文化振興課
46	111	結果	8 大分市宇曾山荘指定管理業務委託	担当課で整備すべき公有財産台帳の整理の遅れ	公有財産規則で建物明細台帳（第5号様式その3）と土地明細台帳（第5号様式その2）において取得価格の記載が必ずしもなく、5年ごとに価格の改定をすると定められているが、当該記載の履歴は確認できない。	措置済	文化振興課
47	111	意見	39 大分市宇曾山荘指定管理業務委託	備品の取得区分の誤り	平成28年11月25日取得のステレオー式について、取得区分に「寄附」と登録されていたが、実際には指定管理者の購入による大分市への帰属であり、一般取得であったことから、適切な登録を行うことが望まれる。なお、指摘後、直ちに是正手続がなされている。	措置済	文化振興課
48	111	意見	40 大分市宇曾山荘指定管理業務委託	客室稼働率という考え方の導入	宇曾山荘は宿泊や飲食の提供を通じて人や文化の交流の場の提供をする施設運営であるが、現状は利用件数と利用人数の集計にとどまっており、宿泊施設等の部屋の「客室稼働率」という考え方が導入されていないことから、この考え方も導入することが望ましい。	措置済	文化振興課
49	112	意見	41 大分市宇曾山荘指定管理業務委託	アンケートの項目について	平成30年度におけるアンケートの実施は、継続して12項目の収集が行われているが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指針書式（例）集」で定める「書式（例）16」の継続的な実施を行うとともに、宿泊・飲食・テニスコート利用などの別にアンケート項目を付加するなどによる工夫した実施を検討することが望ましい。	措置済	文化振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
50	112	意見 42	大分市宇曾山荘指定管理業務委託	アンケートの回収量の十分性等について	平成30年度におけるアンケートの実施によるアンケート回収数はわずかに48部にとどまっています。平成28年度は68部、平成29年度は43部と毎年かなり少ない状況にある。年間利用者27,080人に対し、アンケートの目的を充足する必要な量の十分性に関する許容誤差や信頼レベルなど基本的な方針も明らかでない状況ではあるものの、統計学的にも十分な量とは言い難く、現状では利用者満足度の測定のための必要量には明らかに達していない。	措置済	文化振興課
51	112	意見 43	大分市宇曾山荘指定管理業務委託	目標指標の設定方法	事務事業評価における目標指標は「テニスコート利用者数」「その他利用者数」との整理がなされているが、これでは、文化施設ではなくスポーツ施設の評価が中心であるとの印象を受けることから、目標数値たるKPIが現状で本当に適切といえるかどうか再検討することが望ましい。	措置済	文化振興課
52	112	意見 44	大分市宇曾山荘指定管理業務委託	スポーツ施設としての整理の可能性の検討	利用者の大多数がテニスコート利用者であるならば、文化施設ではなくスポーツ施設として行政的な整理を行うことも検討の余地がある。スポーツ施設として整理するならば、近接の野球場等との一体的スポーツ施設としての戦略性を検討することも一案である。	措置済	文化振興課
53	113	意見 45	大分市宇曾山荘指定管理業務委託	宇曾山荘のあり方と今後の戦略性	宇曾山荘の環境が設置当時と大きく変化中、利用者の中心軸はテニスコート利用者であるという現実を踏まえ、今後の事業展開と関連スポーツ施設との有機的な関連性の整理や山荘部分の存廃という点も含めて、今後の中長期的な当該施設のあり方を再構築することも一案である。	措置済	文化振興課
54	118	意見 46	美術館管理運営事業	継続的な随意契約の妥当性	大分市美術館等機械警備及び防犯センサー等保守点検業務委託契約は随意契約によっているが、相手先の意向に沿うなどで契約金額の決定が従属的となり、継続的な随意契約は財政の下方硬直性を助長しやすい。随意契約を継続する場合でも、削減可能な業務や単価など仕様の見直しを毎年度行うなどの工夫の余地がある。	措置済	美術振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
55	125	意見	47	(大分市美術館)ミュージアムショップ運営事業 事務事業評価個表における経年同一の評価内容の記載の改善	事務事業評価個表における評価内容の記載は、前年のものを踏襲するにとどまっており、単に形式的な資料作成に留まらず有意義な事務執行となるような内容のある評価の記載となるよう留意する必要がある。	措置済	美術振興課
56	130	意見	48	まちなかアートフルロード推進事業 事務事業評価個表における評価指標の未検討	事務事業評価個表において評価指標の一つであるアートイベント参加者数の計画値が実績と著しく乖離しており、評価の基準として適切であるかどうか疑問である。過去の推移をみても3~5倍近い数値を達成している一方で、計画数値が1,000人のままでは、目標となる比較評価のKPIとして著しく低いと考えられる。実績の推移を加味し、将来の事業内容の向上に資する達成目標を設定すべきである。	措置済	美術振興課
57	131	結果	9	(大分市美術館)固定資産の実査 備品表示票の貼付漏れ	収蔵庫入口に一時保管してある収納ケースについて、備品表示票が確認できなかった。これ自体を側面等に貼付すると展示物としての美観を損ねることから、原則としてケース内部に貼付することであったが、それを確認できなかったため備品管理上要求されている備品表示票の貼付は、現物と台帳の同一物認定などを容易にする等の観点から徹底するか、貼付をできない合理性があるものの未貼付備品リストなどを作成し、同一物認定を容易にできる状態にする必要がある。	措置済	美術振興課
58	131	意見	49	(大分市美術館)固定資産の実査 美術品の展示ローテーションや出展回数等の網羅的な管理	出展・貸出等の履歴を過去からの時系列で一覧性のある総括表などで一元的かつ継続的に記録するとともに、今後の展示スケジュールをも示した計画的な展示の実施により、所蔵品の利活用の推進による市民満足度の向上と有効な資産活用となる継続的なマネジメントを推進することが望まれる。	措置済	美術振興課
59	137	結果	10	アートプラザ指定管理業務 決裁文書における施行日の記載	アートプラザ関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見されたが、その告示等を実際に行った事実を明らかにする必要があるため、もれなく記載されたい。	措置済	美術振興課
60	138	結果	11	アートプラザ指定管理業務 決裁文書の日付変更	アートプラザ指定管理予定者選定等委員会委員の参画依頼及び委嘱・任命の伺い書は、平成28年度から平成30年度のアートプラザ指定管理者の選定にあたって、その選定等委員会委員の委嘱・任命等を決定する文書であり、市長決裁の重要な文書であるが、決裁日が「平成27年6月26日」から「平成27年7月9日」に変更されているものの、訂正印が付されていないため適切とはいえない。	措置済	美術振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
61	138	結果	12	アートプラザ 指定管理業務 モニタリング 総合評価の 未実施(指 定管理期間 最終年度)	モニタリング総合評価は、指定管理期間の最終年度であっても実施する必要があるが、実施されていなかった。	措置済	美術振興課
62	138	意見	50	アートプラザ 指定管理業務 アンケートの 実施項目に ついて	アートプラザにおけるアンケートの実施は、自主企画ごとのアンケートを実施し、問題があるわけではないが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指針書式(例)集」で定める「書式(例)16」の継続的な実施を行うとともに、定型的なアンケート項目に自主企画ごとの項目を付加するなどによる工夫した実施を検討することが望ましい	措置済	美術振興課
63	141	意見	51	ホームタウン 推進事業 専門業者に 対する見積 合わせの依 頼	株式会社cubelに対し大分市ホームタウンDAY等の宣伝を目的としたうちの製作299,160円を発注しているが、その発注手続の一環で経済的な発注ができるように株式会社大分交通、株式会社大分バスを含めた計3者から見積書を入手している。 株式会社大分交通、株式会社大分バスは事業の一部として広告物の作成を実施していると伺っているが、当該2者はバスを媒体とした広告の作成を想定しており、今回のうちわ広告の発注先として有効な製作ができるとは考えにくい。 広告物の依頼については、その作成を本業としている業者を対象に見積合わせを依頼することが経済的かつ効果的な広告活動として適切である。	措置済	スポーツ振興課
64	141	意見	52	ホームタウン 推進事業 実績報告に おける現物 の確認	大分市ホームタウン啓発看板広告料の平成31年3月30日の実績報告にて、広告掲載日付(対象期間平成31年3月2日～平成31年3月30日)及び看板のデザインを報告しているが、デザインの一つは広告掲載日付時点で終了した事業(「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」(開催期間平成30年10月6日～平成30年11月25日))の看板となっており、実績報告の内容として適切ではない。 実績の報告は、実際に使用した看板とすべきである。	措置済	スポーツ振興課
65	144	結果	13	SPORT of HEART in OITA開催補 助金 補助金等申 請書におけ る正式名称 の記載	団体名の正式名称は、一般社団法人スポーツ・オブ・ハートであるところ、次の要領及び書面にて一般社団法人スポーツオブハートと誤記していた。 ・SPORT of HEART 2017in OITA開催補助金交付要領 ・SPORT of HEART in OITA開催補助金交付要領 ・SPORT of HEART in OITA実績報告書 要領と実績報告書及び実在する団体名が違えば、異なる団体への補助も危惧される可能性がある点で、本件の補助金の交付の是非は微妙な問題があることから、正確な対応が求められる。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
66	145	結果	14	SPORT of HEART in OITA開催補助金 所管部署の記載	平成31年2月5日付のSPORTS of HEART in OITA 実績報告書中、交付決定した文書の記載において、交付決定のあった補助金の番号を本来「スポ振第600号-1」とすべきところ、「第600号」と所管部署の記載がなかった。所管部署の記載は、交付決定の基礎となる文書の所管を示す重要な記載であるため、適切な対応が求められる。	措置済	スポーツ振興課
67	145	結果	15	公共施設案内・予約システム管理運営事業 事務事業評価個表における実績値の正確な入力	事務事業評価個表における評価指標の平成29年度実績と平成30年度実績が同値であった。事務事業評価における指標はその年度の事業の成果が表れているかを適切に表す指標として設定されているため、正確な数値による事業の評価及び過年度からの推移を確認することは極めて重要である。過年度からの推移による事業の成果の確認が求められる点においても、入力値の正確性には慎重を期す必要がある。	措置済	スポーツ振興課
68	147	意見	53	公共施設案内・予約システム管理運営事業 システム利用登録申請書に係る非経済的な発注	本件申請書の成果物の形式が利用可能であるかどうかの確認が不十分であったため、実質的に同一の委託業務を2度発注する必要が生じた事例であり、納品前の確認業務などで2度目の発注は未然に防止できたことから、今後は業務の進め方について十分に留意されたい。	措置済	スポーツ振興課
69	149	意見	54	県民体育大会事業 補助金の目的外流用の是非と支援団体の適切な利用指導	補助金申請予算内容と異なる支出が行われた場合、申請目的での予算残を他の費用に流用することは適切といえず、補助金の適切な利活用が図られるよう周知と指導徹底を図るべきである。	措置済	スポーツ振興課
70	150	意見	55	県民体育大会事業 大分市総合ビジョン2024における目標値との乖離について	大分市総合計画(おおいた創造ビジョン2024)の目標値である「県民体育大会での優勝種目数」27種目に対し、近年の実績は年々乖離する一方という現状である。これまでの戦略的な取り組みの有効性などについて検証が十分に行われているかどうかという点も含め総括的な吟味が必要であり、当該目標水準の設定方法もさることながら、関連する事業領域のKGI・KPIとしての目標指標の設定そのもののあり方についても再検討されたい。	措置済	スポーツ振興課
71	151	意見	56	スポーツ推進委員事業 評価指標としての研修会参加人数	平成30年度の研修会の開催数は3回であるが、3回全ての研修会に参加した推進委員は34人とどまる一方で、一度も参加していない推進委員は81人にのぼる。研修会の内容はそれぞれ異なることから、全ての推進委員の参加が理想であるという点では、現在の評価指標は理解できるものの、こうした現状を踏まえ、まずは全ての推進委員が研修会に参加することを目標とするなど、より実態を表す評価指標を用いることも検討されたい。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
72	153	意見	57	スポーツ推進 委員事業 設置機関で ある監事に よる監査の 実施と協議 会の開催	大分市スポーツ推進委員協議会の収支決算の監査は、監事が行うべきであるが、平成31年4月1日提出の監査報告では、その役職が監査委員となっており設置機関との齟齬が生じている。監査報告の署名呼称の記載誤りであるが、監査委員の監査を受けているとの誤解を招く可能性があるため、規約に基づいて設置した機関としての監事が監査を実施したこととすべきである。	措置済	スポーツ振興課
73	154	意見	58	スポーツ推進 委員事業 スポーツ推 進委員の業 務の平準化	スポーツ推進委員の報酬は一年を通じて一定額であるが、推進委員の理事、各担当者に任命された者、あるいは研修会への参加頻度等、事実上ほぼ関与しない推進委員との間で、実質的な不均衡が生じる。積極的に推進委員活動を実施する委員の労力に報いるよう、たとえば研修会参加を必須とすることや研修会の回数を増やすこと等、業務が平準化し、かつ活性化する措置を検討することが望ましい。	措置済	スポーツ振興課
74	155	意見	59	別府大分毎 日マラソン大 会 事業の評価 を表す評価 指標の設定	体育奨励事業は目標となる評価指標は設定されていない。事業費として支出負担がある以上、大会の性質、支出負担行為の性質から事業の存続を判断する上での参考指標として、次の項目（（KPIの設定例）・視聴率・参加者数・県内選手参加者数・申込倍率・推計応援者数など）を参考にしうえて、目標となる指標を設定することが望ましい。	措置済	スポーツ振興課
75	156	結果	16	大分市体育 協会運営費 補助金 事務事業評 価個表にお ける実績値 の正確な入 力	事務事業評価個表における評価指標の平成29年度実績と平成30年度実績が28,307人と同値であった。事務事業評価における指標はその年度の事業の成果が表れているかを適切に表す指標として設定されているため、正確な数値による事業の評価及び過年度からの推移を確認することは極めて重要である。 入力値は正確であることは当然であり、過年度からの推移による事業の成果の確認が有用である。	措置済	スポーツ振興課
76	159	結果	17	大分市生き 粋スポーツ振 興補助金 補助金申請 書類に係る 申請書の様 式について	大分市生き粋スポーツ振興補助金交付要綱の第9条にて、大会実績は様式4号と定めているところ、実際の実績報告書は様式第3号となっていた。 法令等で定めた様式に従い、事務を遂行すべきである。	措置済	スポーツ振興課
77	159	結果	18	大分市生き 粋スポーツ振 興補助金 補助金概算 交付通知書 における記 載事項の不 備	補助金概算交付通知書における交付決定年月日の日付の記載がなかったため、適切に記載すべきである。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
78	160	結果	19	スポーツフェスタ運営補助金 補助金申請書類に係る申請書の様式について	大分市スポーツフェスタ関連事業実績報告書の様式が、大分市スポーツフェスタ関連事業補助金実施要項に定める様式と異なっている。法令等で定めた様式に従い、事務を執行すべきである。	措置済	スポーツ振興課
79	160	意見	60	スポーツフェスタ運営補助金 前年と同値になっている評価指標について	事務事業評価個表の平成28年度と平成29年度の総参加人数が同数となっているが、担当者に確認したところ、29年度は5,045人が実績とのことである。 事務事業評価個表において、スポーツフェスタの実績を図るうえで重要な指標である参加人数は正確に把握、記載すべきである。前年と同値であることは、当該個表を作成する過程で当然に比較すべき事項であるから、作成の際に注意すべきである。	措置済	スポーツ振興課
80	164	意見	61	日吉原レジャープール監視救護等業務委託 警備委託先の実施する日報等の不備	大分総合警備管理株式会社が実施する日吉原レジャープール監視救護等の業務確認の書類として、開場前点検表、業務日報、救護日誌があるが、サンプルの抽出対象となった平成30年8月から9月において不備が発見されており改善が必要である。	措置済	スポーツ振興課
81	166	意見	62	金の手体育施設管理費負担金 委託管理先における収支計算書の不備	実際の負担額と収支決算額等との金額が相違しているが、費用負担額は毎期施設維持管理費に関する確認書により取り交わした金額に基づき決定されるので、その金額が適切に反映されるよう収支計算書を作成させるとともに、市としても適切なモニタリングを実施すべきである。	措置済	スポーツ振興課
82	170	結果	20	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 固定資産台帳と現物の不整合	固定資産の現地往査による現物確認により、整備状況に懸念がある事項が発見されている。 市所有の財産であり、指定期間経過後は市に返還しなければならないこと、及び大分市物品取扱規則第11条より備品については標識を付さなければならないことを原則としていることから、管理の徹底が必要である。	措置済	スポーツ振興課
83	171	結果	21	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 備品台帳の整備	大分市の備品を指定管理者に貸与している場合の備品台帳上の取扱いが統一されておらず、また、本来指定管理期間が終了した時点で、指定管理者が独自に取得した備品のうち、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）は大分市の財産となり、また備品等（Ⅲ種）は協議の上、大分市の財産となるべきところ、大分市に移管する処理を行っていないなど取扱いを改善する必要があり、市も適切な指導により管理の徹底を図るべきである。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
84	171	意見	63	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 将来使う可能性が極めて低い高額資産の購入について	令和元年に昭和電工ドームで実施されるラグビーワールドカップの影響で、期間中、当施設を日本プロサッカーリーグ（以下「J1」）の試合に使用できないため、例外的に市営陸上競技場でJ1の試合が開催されることとなった。その開催基準に適合したサッカーゴールを購入しているが、そもそも市営陸上競技場の使用は一時的であり、将来使う可能性が極めて低い当該物品は、購入ではなくて賃借として対応することも考えられる。	措置済	スポーツ振興課
85	171	意見	64	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 基本協定における文言訂正について	市営陸上競技場等基本協定における管理物品の（1）備品等（I種）の説明において、当初第一種公認競技場の必備器具とあるところ、鉛筆にて第二種に変更が加えられていた。基本協定書は指定管理者との間で取り交わした重要な公文書であり、その訂正については、双方合意の上で、所定の手続に従い訂正すべきである。	措置済	スポーツ振興課
86	172	結果	22	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 適宜適切なモニタリングの未実施	指定管理者は毎月業務報告を実施しているものの、大分市としては、当該書面を部署内で回覧するのみで、モニタリングチェックシート等を用いた詳細な確認はなされていなかった。管理を委託している施設は大分市のものであり、その一義的責任は大分市にあることから、指定管理者が行う業務が適正に行われているかどうかを担保する上で業務のモニタリングは欠くことのできない重要な業務であることを再認識する必要がある。	措置済	スポーツ振興課
87	172	結果	23	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理 利用者に対するアンケートの回数について	指定管理者では、利用者に対するアンケートを年に1度しか実施していなかった。利用者の意見・苦情を把握し、満足度を高めるために最低でも年2回実施すべきとした趣旨から考察すると、年1度のアンケートでは満足度を高めるための重要な業務としては明らかに量的に不十分といえることから、利用者の満足度について質量ともに充足した実態把握を行い、気づきや改善実行に結びつけていくためにも、年に数回のアンケートは実施すべきである。	措置済	スポーツ振興課
88	173	結果	24	社会体育施設整備事業 公有財産台帳管理の不備	公有財産規則に基づく土地明細台帳や建物財産台帳の整備が担当課において適切になされていないため、取得時の関連書類のほか取得原価、その後の修繕・改築等資本的支出の金額が把握できないことから適切とは言えない。	措置済	スポーツ振興課
89	175	意見	65	市営陸上競技場改修工事 施工体系図における請負金額の金額誤り	実際の請負金額は22,081,680円であるため、施工体系図の記載においてその金額を記載すべきところ、220,816,800円と記載されていた。施工体系図は、工事の全体を把握するための重要な資料であることから、記載の正確性を期すように留意されたい。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署		
		区分	項目	内容					
90	176	意見	66	野津原第一 球場防球ネット 設置工事	大型スポーツ 施設設備 を考慮した 設備投資の 是非	大南地区スポーツ施設が完成した場合、中学生レベルの硬式野球を実施できる防球設備を備えた公共の野球場がないために、この施設整備をしたという意義が減殺される可能性も懸念され、この投資の経済合理性は長期的に有効な利活用にかかっていると考えられることから、投資対効果を高める仕掛けづくりなどを継続して努力していく必要があると考える。	野津原第一球場における施設整備の費用対効果を高めるため、中学生の硬式野球の試合会場としての利用をはじめ、多くの利用者に長期的に活用されるよう、広域利用の促進を図りながら、適切な管理・運営に努めることとした。	措置済	スポーツ振興課
91	184	意見	67	日吉原緑地 運動施設管理 運営事業	事業の集約 について	当該事業は以前から単独の事業として設けられているが、事業規模は小さく、当面の大幅な改修工事も想定されていない。他の同様の管理委託業務については、社会体育施設管理運営事業に集約されていることから、当該事業の重要性に鑑みて他の施設管理業務と同様社会体育施設管理運営事業に集約することも一案である。	日吉原緑地運動施設管理運営事業については、事業規模及び今後の改修工事等の予定を踏まえ、令和3年度予算から社会体育施設管理運営事業に集約することとした。	措置済	スポーツ振興課
92	185	意見	68	スポーツ大使 交流事業	事業を存続 是非等の判 断について	過去3年の間は、内川氏本人の不在で事業実績も乏しく、経済効果はほとんど所期の成果が挙げられているとは言い難く、また当然本市のスポーツ振興や青少年の健全育成、大分市の魅力発信等を行うことも十分にできていないと推察される。事業の再検証を行ったうえで今後の実効性のある当該事業のあり方を構築していく必要がある。	これまでの事業の成果を十分に検証するとともに、内川選手との調整を行う中で、必要な見直しを図ることとした。	措置済	スポーツ振興課
93	188	意見	69	大分市南部 地域スポーツ 施設整備事 業に係る候補 地比較検討 業務委託	参考見積額 と大幅に異 なる応札額 の根拠の確 認	落札業者が予定価格の決定基礎となる参考見積金額と比して大きく減額応札により落札しているが、このような場合、見積書、入札額の根拠となる内訳書の提示を求めるなどの補完的手続を講ずることが望ましい。	落札業者が予定価格の決定基礎となる参考見積金額と比して大きく減額応札により落札した場合には、契約事務手続き上は問題ないものの、特に仕様内容に基づく適切な履行がなされているか十分に確認することとした。	措置済	スポーツ振興課
94	190	意見	70	大南地区ス ポーツ施設測 量設計等業 務委託	指名競争入 札手続によ る執行の可 能性の検討	過去において同様の事例を大分県土地開発公社に委託しており、随意契約理由が不合理であるとはいえないものの、本件業務の全てに再委託手続が必要となっている点からすると、随意契約先での指名競争入札手続は実質的に二重業務となる側面も考えられる。業務の一元化と効率性の観点からは、市が一括して指名競争入札による契約事務を執行する方がより経済的・効率的かつ円滑に事業を実施することができるかと考えることも可能であることから、契約事務の進め方を再検討する余地がある。	委託業務内容が多岐にわたる場合にあっては、業務の効率性や経済性、職員の事務負担、再委託の必要性等を総合的に勘案する中で、一括して業務を発注するか、分割して業務を発注するかを判断し、適切な契約事務の執行に努めることとした。	措置済	スポーツ振興課
95	193	結果	25	温水プール 管理運営事 業	基本協定書 における構 成員としての 地位及び責 任の明確化	大分市営温水プールの指定管理に関する基本協定書において、募集要項に記載のある共同事業体固有の責任の所在を明らかにする規定が盛り込まれていない。 共同企業体の構成員の地位は、指定管理者の代表を示す重要な地位であるため、その変更等がある場合等の取扱いは双方合意の上、協定書に盛り込むべきである。	大分市営温水プールの指定管理に関する基本協定書に共同企業体の構成員の地位等を盛りこむとともに、変更等がある場合についても適切に取り扱うこととした。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署		
		区分	項目	内容					
96	194	結果	26	温水プール 管理運営事業	温水プール における備 品管理台帳 と現物の不 整合	備品台帳に存在しない備品、備品表示票の貼付もれ、指定管理者における備品台帳の記載もれ、読み取りができない備品表示票という事由が発見されており、本来あるべき事務が行われていない。	当該事案については、直ちに備品台帳と照合の上、適切に対応した。今後は、備品台帳に存在しない備品や備品表示票の貼付漏れ、備品台帳への記載漏れ等が生じることのないよう、指定管理者に備品管理の徹底を指導した。	措置済	スポーツ振興課
97	195	結果	27	温水プール 管理運営事業	破損物品の 報告漏れ及 びその代替 取得備品に 対する旧番 号の採番	従来ある貸与備品が破損等により買換えを要する場合、指定管理者は指定管理料の範囲で購入することとなるが、新たに購入した備品について、市に報告することなく破損備品の備品番号をそのまま引き継いで管理していた。 この場合、市の管理する備品台帳上すでに除却してある資産を現在も継続して所有していることになっている。 除却備品については大分市に報告する必要がある、及び新規取得備品については新たに採番した上で管理すべきである。	当該事案については、直ちに備品番号の再取得を行った。今後は、従来ある貸与備品を指定管理者が買い換えた場合、備品番号をそのまま引き継いで管理することがないように、市に報告した上で、新規取得備品について新たに採番した備品番号で管理することについて徹底した。	措置済	スポーツ振興課
98	195	意見	71	温水プール 管理運営事業	破損、経年 劣化している 物品の除却 処理	自動血圧計(備品番号081600)は破損し、外部倉庫に保管していることから行政財産として供用しているとはいえず、直ちに除却処理を行うべきである。また、プール横にあるタオル置きについては経年劣化が激しく、フレーム部分が破損しており危険な状態であることから、早急に措置を講じる必要がある。	当該事案については、破損している自動血圧計について直ちに除却処理を行い、プール横にあるタオル置きについても直ちに修繕を行った。今後は、備品管理方法について、指定管理者への指導を徹底するとともに、適切な備品の管理を徹底することとした。	措置済	スポーツ振興課
99	195	意見	72	温水プール 管理運営事業	契約主体の 明確化	自動券売機の保守契約の契約主体が、株式会社SOA大分と株式会社日本水泳振興会になっていた。また、害虫防除に関する株式会社西日本メンテナンスからの報告書のあて先が株式会社東急コミュニティーになっていた。この取引の経済実態は指定管理者に本来は帰属するべきであるが、その費用は上記構成員を経ることなく直接指定管理者が負担及び拠出している。担当者に確認したところ、契約主体はあくまで指定管理者である日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体であることから、今後の権利や責任関係の所在を明確にするためにも、指定管理者を契約主体として契約を締結しなおすべきである。	当該事案については、指定管理者を契約主体として契約を締結し直すよう指導した。今後は、指定管理者の責任の所在を明確にするため、契約主体について十分に確認を行い、不備等があれば、指定管理者へ指導を行うこととした。	措置済	スポーツ振興課
100	196	結果	28	温水プール 管理運営事業	モニタリング の未実施	指定管理者は毎月業務報告を実施しているものの、大分市としては、当該書面を部署内で回覧するのみで、モニタリングチェックシート等を用いた詳細な確認はなされていないとのことであった。 管理を委託している施設は大分市のもので、その一義的責任は大分市にあり、指定管理者が行う業務を逸脱していないかどうかを牽制する上で業務のモニタリングは重要な業務といえ、脱漏のないよう留意されたい。	指定管理者が行う業務が適正に行われているかどうかを担保するため、毎月、モニタリングチェックシート等を用いた詳細な現地確認を実施することとした。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
101	196	結果	29	温水プール 管理運営事業 利用者に対するアンケートの回数	指定管理者では、利用者に対するアンケートを年に1度しか実施していなかった。利用者の意見・苦情を把握し、満足度を高めるために最低でも年2回実施すべきとした趣旨から考察すると、年1度のアンケートでは満足度を高めるための重要な業務としては明らかに量的に不十分といえる。 利用者の満足度を質量ともに充足した実態把握を行い、気づきや改善実行に結びつけていくためにも、年に数回のアンケートは実施すべきである。	利用者の意見・苦情を把握し、満足度を高めるため、年に複数回の利用者アンケートを行うよう、指定管理者に対して指導を行った。	措置済	スポーツ振興課
102	198	意見	73	南大分体育館管理運営事業 長寿命化計画の立案や設備の利活用のための情報整理のあり方	約10年以前の修繕、増改築の履歴が確認できない状況にあり、長寿命化計画の立案のための基礎とし、設備をより経済的かつ有効に利活用するための情報として重要であるため、投資や修繕等の基礎情報の整理・把握を継続的に行う必要がある。	今後の長寿命化計画の立案のための基礎情報として活用できるよう、修繕や増改築等の履歴管理を徹底することとした。	措置済	スポーツ振興課
103	200	結果	30	南大分体育館管理運営事業 備品台帳及び現物との不整合	①備品台帳記載の備品のうち、備品シールの張り付けがなく、当該資産かどうか確認できないもの ② 現物の性質上、備品シールの添付がなく、また、他の確認手段もないもの ③ 現物はあるが、備品台帳上確認できないもの 大分市物品取扱規則第11条では、「物品取扱者は、備品には標識を付さなければならない。ただし、標識を付すことができないものについては、適切な方法にて表示し、帳簿との対照に便利ないようにしなければならない。」と規定されている。そのため、備品シールがない場合であっても、例えば備品の保管場所リスト等の作成により備品現物と台帳との対応が図られる措置を講ずるべきである。 ④ 除却済みであるが利用されているもの 備品台帳リストには存在しないものの備品表示票は貼付されたままであるため、除却処理(処分)済と思われるが、廃棄されず継続使用されていると認められるもの、つまり事実上は行政目的財産であり、かつ処分済の現物が存在すると、本来は大分市にしかないはずの財産処分権の所在も曖昧になり、適切とはいえない。処分後の備品表示票の取扱いもさることながら、実際に物品処分しないのであれば、有姿除却の状態となるが、仮に福利厚生目的などに転用した場合であっても行政目的財産と認められるため、本来は除却処理ではなく、保管または使用場所の変更の処理を行うべきである。	当該事案については、直ちに備品台帳と照合の上、備品シールの貼付、保管リストの作成、除却処理後の備品表示等、適切に対応した。今後は、備品シールの貼付漏れや保管リストの未作成等が生じることのないよう、備品管理を徹底した。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
104	201	意見	74	南大分体育館管理運営事業 持込まれた私物の区分の明瞭化	所管の執務場所に物品管理上は備品となる私物を持ち込んだ場合、当該物品の取扱いに関する規定は明確でないが、それが明瞭に表示されないと、行政上の管理対象の備品であるかどうかは判断としないうえ、所有権の客観性でもトラブルになる可能性も懸念される。 私物となる備品の持込みを許可した場合には、客観性と明瞭性を具備するため、当該私物に対して、私物であることを明確に表示するように工夫する必要がある。	措置済	スポーツ振興課
105	201	意見	75	南大分体育館管理運営事業 ウォーターサーバーの安全衛生管理	視察時にウォーターサーバーの錆やカビが懸念される状況が確認されているが、水質検査を実施していない状況にあるため、行政上の責務としてどのような頻度で水質等検査が必要であるかを再検討されたい。	措置済	スポーツ振興課
106	203	意見	76	南大分体育館管理運営事業 不落による随意契約の取扱いの是非	指名競争入札において、第2回最低入札額と予定価格が乖離している場合には特に、今回のようないわゆる不落随契に一律移行するのではなく、仕様設計や指名業者を見直すなどして、再度入札手続に付すことを検討すべきである。	措置済	スポーツ振興課
107	204	意見	77	南大分体育館管理運営事業 救護業務を長期継続契約とすることについて	プールの救護業務は、人命に関わる重大な業務であることから、より高い注意を払ったうえで、監視業務を実施すべきであり、定期的かつ定型的な業務を対象とする長期継続契約として取り扱っている現状の契約の在り方を再度整理すべきである。	措置済	スポーツ振興課
108	205	結果	31	南大分体育館管理運営事業 管理業務の適切な実施及び管理監督の実施	プール・グラウンド管理日誌にて、平成31年1月20日のグラウンドの点検がなされていないにもかかわらず、館長等の承認がなされている。利用していないのであれば、理由を付すべきであるし、当然のことではあるが確認業務の懈怠は、将来の重大な事故の原因ともなりかねない。 日々の管理及びその状況報告は適時適切になされるべきである。	措置済	スポーツ振興課
109	205	結果	32	南大分体育館管理運営事業 入札時に取り決めた管理業務の実施及び報告	南大分温水プール監視・救護及び管理業務委託を入札する際のプール安全管理業務委託注意事項によれば、施設の点検（特に排水溝）について確実にを行うとともに、点検チェックシートを作成し確実にを行うこととしている。点検チェックシートでは、気温、水温、利用者数、水質検査結果、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を整えることとされているが、委託業者からは当該施設の安全点検に関する報告はなされていない。 入札時点で実施事項は双方で確認しているため、当該業務の実施及び日常の報告は適宜適切になされるべきである。	措置済	スポーツ振興課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署		
		区分	項目	内容					
110	205	意見	78	南大分体育館管理運営事業	業務確認の適正な押印	大分総合警備管理株式会社が作成するプール警備報告書及び株式会社オーチューが作成する水質管理日誌は、当該報告書の内容を内部で回覧し、押印を行っているが、平成31年3月30日の館長の押印が、当該日以前の押印と異なる。平成31年4月1日に新館長着任のため引継ぎ業務の過程で通常使う印鑑を持ち出していたとのことであるが、本人が確認したにも関わらず別の印鑑を使うことは通常考えにくく、実際に本人が確認及び押印があったか疑念が生じかねない。 本人による業務日誌の日常的な確認がなされていることを担保するために、一の印に統一することが望ましい。	館長の承認印において、通常使用する印鑑と異なった印鑑を使用した場合、その効力に影響はないものの、館長による業務日誌の日常的な確認がなされていることを担保するため、可能な限り、押印する印鑑は同一のものを使用することとした。	措置済	スポーツ振興課
111	205	意見	79	南大分体育館管理運営事業	管理日誌にける確認証跡の記載	市職員が作成する南大分体育館管理日誌は、体育館の管理状況を確認する書類である。平成31年3月31日の同報告では、管理者への閲覧及び承認がなされた形跡がない。また平成31年1月20日のプール・グラウンド管理日誌では、グラウンド点検に係る確認結果が記載されていない。 日々の管理業務は確実にチェックし、上長に対する報告は必ず確認するとともに、確認証跡を残しておくべきである。	南大分体育館管理日誌について、管理者の承認漏れや記載漏れがないよう、確実にチェックし、適切に管理を行うこととした。	措置済	スポーツ振興課
112	215	意見	80	体力向上推進事業	余裕を持った事務処理の遂行	施行伺いから委託業務の履行までの期間が出張を要することを考えると切迫しているため、先方からの協力を得て、余裕を持って事務を執行することが望ましい。	施行伺いから委託業務の履行までの期間が切迫せず、余裕を持って事務を執行することができるように、年度当初に委託先へ連絡し、委託契約の手続きを進めることとした。	措置済	体育保健課
113	215	意見	81	体力向上推進事業	業務完了報告書の遅延と内容のあり方	業務完了報告書の提出が業務履行から2か月後と遅れている。また業務完了報告書1枚のみの提出ではどのようなトレーニングが行われたかなどの実施状況等が把握できず、何らかの補足説明資料を添付する必要がある。	令和2年度から、委託先に実施状況の詳細を把握することができる業務完了報告書の作成と業務履行後の速やかな提出を依頼した。	措置済	体育保健課
114	218	意見	82	体力アップおいた推進事業	評価指標の新規設定	体力アップおいた推進事業は評価指標が設定されていないが、体育専科教員配置校においては、体力向上や望ましい生活習慣の確立を図ることを期して配置されていることから、体育の授業は楽しいと答える子どもの割合が何%改善したかどうか、といった指標も設定しうると考えられるため、一定の指標を設定し配置による効果測定を客観的に行うことも一案である。	体育専科教員は、配置校の体育授業や体育的活動の充実に向けた組織的な取組を行い、子どもの体力向上や望ましい生活習慣の確立を図ることを目的としていることを踏まえ、令和2年度から、配置校において、体育専科教員が指導する子どもの、体育の授業を楽しいと答える割合を事務事業評価における指標として設定することとした。	措置済	体育保健課
115	220	意見	83	大分市運動部活動総合活性化事業	講習会の実施報告書	実技講習会を実施した内容について、その概要や実施状況に関する実施報告書が提出されることが望ましい。	令和2年度から、実技講習会の実施報告書の提出を講師に依頼し、実技講習会の実施状況を把握することとした。	措置済	体育保健課
116	220	意見	84	大分市運動部活動総合活性化事業	受講生のアンケート調査	トップアスリートから講習を受けた受講生にアンケートを実施し、受講した感想、実技による学びや気づきなど得られたこと、講習会の要望などを情報収集することにより、実施した効果などを評価することが望ましい。	令和2年度から、受講生へのアンケートを実施し、要望等を把握するとともに、事業の効果を検証することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
117	220	意見	85	大分市運動部活動総合活性化事業 評価指標の新規設定	大分市運動部活動総合活性化事業は評価指標が設定されていないが、この人材バンクの登録者数や実指導数のほか、専門的な指導者のいない中学校が外部指導者に依頼したことによる運動部活動の実施体制における学校の満足度指標なども設定しうる余地があり、一定の指標を設定し事業の効果測定などを客観的に行うことが望まれる。	措置済	体育保健課
118	222	意見	86	部活動指導員活用事業 文化部の部活動指導員にかかる賃金の学校体育振興事業費での整理の是非	現状では部活動指導員活用事業の担当課として、体育保健課で当該賃金全てを学校体育振興事業費で処理しているが、文化部の部活動指導員にかかる賃金も含めて処理されていること自体は、軽微であるものの学校体育振興事業費で処理されることは事業実施による帰属では疑問に感じるところもあり、今後は一定の整理を行うことも一案である。	措置済	体育保健課
119	223	意見	87	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」事業 アンケート集計結果の不送付	JFAからは「アンケートの集計結果は出来上がり次第お送りする予定であります。」と記載されているが、送付されていない。事業の有効性評価のためにも参加者満足度等の状況を取りまとめたアンケート集計結果は確実に入手し、評価を行う必要がある。	措置済	体育保健課
120	225	結果	33	中学校体育大会派遣事業費補助金 補助対象経費の算定根拠としての提出証憑の不備	A中学校が九州大会に参加した際の収支決算書に添付した領収証のコピーでは、補助対象経費の算定根拠としての判定が困難、または領収証のコピーとして疑問に感じる点があり、提出される証憑として不備があると認められる。	措置済	体育保健課
121	226	結果	34	中学校体育大会派遣事業費補助金 補助対象人員を超える補助対象額の認定	A中学校が九州大会に参加した際の収支決算書に添付した福岡市地下鉄運賃の領収証のうち往路の補助対象経費が19人で精算対象とされているが、補助対象申請者は18名であり事務に誤りがある。	措置済	体育保健課
122	226	結果	35	中学校体育大会派遣事業費補助金 補助対象人員を超える補助対象額の認定	A中学校が全国大会に参加した際の収支決算書の宿泊費の人数の精算を1人2泊分誤っているため、補助金が7,020円過大に支出されており不適切である。	措置済	体育保健課
123	227	結果	36	中学校体育大会派遣事業費補助金 一部の読み取りが困難な領収証	貸切バスの領収証とされているものについては、宛名、日付、金額は確認できるものの、領収証の発行者の情報は全く確認できない。その計算（請求）明細書の添付もないことから、当該金額が本目的の渡航に必要な交通費であることの確認を行うことは困難であるため不適切である。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
124	227	意見 88	中学校体育大会派遣事業費補助金	補助対象経費の算定根拠として適切な証憑の提出	補助対象経費の確定精算は慎重に行う必要があることから、添付される領収証により補助対象人員や経路等の情報を適切に判断できるものである必要があり、領収証のみでは補助対象判定に必要な詳細の情報が確認できない場合は、旅程表や内訳明細書の添付を求める必要がある。場合によっては、領収証の原本の提示を求めるなど適切な対応を行われたい。	措置済	体育保健課
125	227	意見 89	中学校体育大会派遣事業費補助金	申請時点の計画と異なる旅程の場合の実態確認	申請時点とは異なる交通手段や経路によって、実際の渡航や移動を行った場合には、経路説明書などを提出するか確認するなど信頼性の担保手続を図ることが望ましい。	措置済	体育保健課
126	231	結果 37	公有財産管理のあり方について	総括台帳（第6号様式）の不適用	総括台帳（第6号様式）で要求しているデータベースを有しているものの、その作成保管はなされていない状況にあるため、規則で定める規定を満たしていない状況にあり、改善が必要である。	措置済	管財課
127	232	意見 90	公有財産管理のあり方について	財産取得通知書に添付する書類の検討	財産取得通知書に添付する書類は現状コピーにて行っているが、全庁的な業務効率性を勘案すると、原本を添付し、登録後に財産取得通知書とともに返還することが効率的であると考えられることも可能であるため、当該運用のあり方について検討することが望ましい。	措置済	管財課
128	233	意見 91	公有財産管理のあり方について	土地明細台帳や建物明細台帳の効率化の検討	土地明細台帳や建物明細台帳の整理に必要な情報は、固定資産台帳システムのデータベースにある。このため、システム改修による出力帳票定義をカスタマイズすることにより担当課で当該台帳を出力することができるようになれば、担当課での明細台帳作成は不要になることから、業務効率性に資するものとして今後検討することも一案である。	措置済	管財課
129	234	意見 92	公有財産管理のあり方について	建物本体工事一式から工作物を分離把握する事務の検討	公有財産を新たに建設取得した場合などは全体の工事請負費を一括して建物として管理することが現行実務となっているが、その中には工作物が含まれる。本来は工作物を分離して把握することが適切かつ有用な財務情報の提供に資することになるため、今後は当該事務のあり方を検討することも一案である。	措置済	管財課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目	内容				
130	235	意見	93	事務事業評価における 公有財産 (建物及び工 作物)の減 価償却費の 反映検討	事務事業評価においては現状、公有財産の減価償却費を反映していないことから、適正な総事業費算定の有意性に資するため、今後は公有財産のうち、建物及び工作物の減価償却費を総事業費に含めるようにすることを検討していくことが望ましい。	措置済	企画課	
131	236	意見	94	事務事業評価における 備品減価償 却費の反映 検討	事務事業評価においては現状、備品の減価償却費を反映していないことから、適正な総事業費算定の有意性に資するため、今後は公有財産の減価償却費を総事業費に含めるようにすることを検討していくことが望ましい。	措置済	企画課	
132	237	意見	95	事務事業評価のあり方	KPI達成のためのより 有効なPDCA マネジメント サイクル	平成30年度の実績はマスタープランの目標値を大きく下回っている例も見られることから、マイルストーンとなる令和元年度末の実績をもとに過去4年間の現状分析をしっかりと行い、KPI達成のためのKFSのあり方やアクションプランの改善実行を通じて、より有効なPDCAマネジメントサイクルの発揮により事業の有効性を高めることで市民の負託に応える必要がある。	措置済	企画課
133	238	意見	96	事務事業評価のあり方	単位当たり 目標指標設 定をKPIとす ることの検討	施設運営を中心とする事務事業については、その評価上のKPIは、利用者数目標などの人数や回数などを指標としていることが多いが、事業コストの経済的効率性等の指標、例えば利用者一人当たり行政コストといった指標をKPIとして検討していくことも一案である。	措置済	企画課
134	240	意見	97	市民満足度 等を有効に測 定するための アンケートの あり方	アンケート標 準様式の継 続的な運用	全庁的に可能な範囲で「大分市指定管理者制度に関する新指針」の別紙「大分市指定管理者制度に関する新指針書式(例)集」において、「書式(例)16」に利用者アンケートの標準的なフォームを定めているが、その一部のみを実施する以外は活用されていない状況にあり、後述するアンケートデータの継続的な蓄積による気づきなどに活用するためには、アンケートの標準的な項目の継続的運用が望ましい。	措置済	企画課

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
135	240	意見 98	市民満足度等を有効に測定するためのアンケートのあり方 アンケート標準様式の継続的な運用	また、アンケート調査の集計や評価は、時点的かつごく事務的に行われている実態も見受けられることから、年度内で行われた複数回のアンケートを年度単位で集計し、単年度での総括的吟味や評価を行うことが望ましいが行われていない場合が見られる。	指定管理者の管理運営状況に対する評価表において、評価対象年度に実施された複数回のアンケートを集計し、利用者の満足度を総括的に比較、分析するなど、評価の参考として活用することを徹底することとした。	措置済	企画課
136	240	意見 99	市民満足度等を有効に測定するためのアンケートのあり方 アンケート結果集計の経年蓄積による傾向変化の有無等の概観	過去からの経年での推移やトレンドの変化などの気づきのためには、アンケート結果集計を単年度の時点的な評価のために行うだけでなく、年度の変遷などによる傾向の変化の有無などを概観できるようにするため、年度間の連続性をもって中長期的にデータの整理及び蓄積を行うことで、利用者等のトレンドの変遷や満足度の変化の状況などの分析と気づきにつなげ、アクションプランに活用していくことが望ましい。	指定管理者制度導入施設において、市民ニーズを客観的かつ正確に把握し、調査結果を継続的に蓄積することで、施設運営の改善につなげることができるよう、利用者アンケートの基本的事項を示す「大分市指定管理者制度導入施設利用者アンケート実施方針（案）」を令和2年3月に策定したところであり、令和2年度に試行実施した上で、令和3年度から施行することとした。	措置済	企画課
137	241	意見 100	市民満足度等を有効に測定するためのアンケートのあり方 アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立	アンケート結果を適切に評価するための量の十分性、すなわち市が定める適切なアンケートサンプル量について統計的に有意となる方針を定め、全庁的に適用することで、全てのアンケート結果が利用者満足度等の評価の信頼性に資するように運用していく必要がある。	指定管理者制度導入施設において、市民ニーズを客観的かつ正確に把握し、適切なアンケートサンプル量について統計的に有意となる方針を示す「大分市指定管理者制度導入施設利用者アンケート実施方針（案）」を令和2年3月に策定したところであり、令和2年度に試行実施した上で、令和3年度から施行することとした。	措置済	企画課